

○衆議院事務局の保有する個人情報の保護に関する規程(平成27年10月5日庁訓第13号)

最終改正 令和5年3月31日

目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 個人情報の取扱い(第3条―第12条)
- 第3章 開示、訂正及び利用停止(第13条―第25条)
- 第4章 雑則(第26条―第29条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)の趣旨を踏まえ、衆議院事務局(以下「事務局」という。)が保有する個人情報の取扱いについての基本を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。)で作られる記録をいう。第3項及び第4条において同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。第14条第2項において同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

- (2) 個人識別符号が含まれるもの

2 この規程において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)第1条各号に掲げるものをいう。

- (1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの
- (2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

3 この規程において「保有個人情報」とは、事務局の職員が職務上作成し、又は取得

した個人情報であって、事務局の職員が組織的に利用するものとして、事務局が保有しているものをいう。ただし、事務局の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、事務局の職員が組織的に用いるものとして、事務局が保有しているもの（次に掲げるものを除く。）に記録されているものに限る。

(1) 官報、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

(2) 憲政記念館の資料取扱基準（昭和 50 年 12 月 26 日憲政記念館長決定）に基づいて管理されているもの

4 この規程において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

第 2 章 個人情報の取扱い

（個人情報の保有の制限等）

第 3 条 事務局は、個人情報を保有するに当たっては、所掌事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定するものとする。

2 事務局は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有しないものとする。

3 事務局は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行わないものとする。

（利用目的の明示）

第 4 条 事務局は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示するものとする。

(1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

(2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

(3) 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等（個人情報保護法第 2 条第 9 項に規定する独立行政法人等をいう。第 10 条第 2 項第 3 号において同じ。）、地方公共団体又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。同号において同じ。）が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

（不適正な利用の禁止）

第 5 条 事務局は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用しないものとする。

（適正な取得）

第 6 条 事務局は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得しないものとする。

（正確性の確保）

第7条 事務局は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めるものとする。

(安全管理措置)

第8条 事務局は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

2 事務局は、事務局から個人情報の取扱いの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者に対し、当該委託に係る業務について、前項の措置を講じさせるものとする。

(職員の義務等)

第9条 個人情報の取扱いに従事する職員は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用しないものとする。

2 事務局は、個人情報の取扱いに従事する職員であった者並びに前条第2項の委託に係る業務に従事している者及び従事していた者がその業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用することがないように、必要な措置を講ずるものとする。

(利用及び提供の制限)

第10条 事務局は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供しないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、事務局は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。

(2) 事務局が所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

(3) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるときその他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

3 事務局は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための事務局の内部における利用を特定の部署又は職員に限るものとする。

(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置の求め)

第11条 事務局は、利用目的のために又は前条第2項第3号若しくは第4号の規定に

基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(外国にある第三者への提供の制限)

第 12 条 事務局は、外国（個人情報保護法第 71 条第 1 項に規定する外国をいう。以下この項及び第 3 項において同じ。）にある第三者（同条第 1 項に規定する体制に相当する体制を整備している者を除く。以下この項において同じ。）に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供する場合には、法令に基づく場合及び第 10 条第 2 項第 4 号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得るものとする。

2 事務局は、前項の規定により本人の同意を得ようとする場合には、あらかじめ、個人情報保護法第 71 条第 2 項に規定する情報に相当する情報を当該本人に提供するものとする。

3 事務局は、保有個人情報を外国にある第三者（個人情報保護法第 71 条第 1 項に規定する体制に相当する体制を整備している者に限る。）に利用目的以外の目的のために提供した場合には、法令に基づく場合及び第 10 条第 2 項第 4 号に掲げる場合を除くほか、個人情報保護法第 71 条第 3 項に規定する必要な措置に相当する措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該措置に関する情報を当該本人に提供するものとする。

第 3 章 開示、訂正及び利用停止

(保有個人情報の開示)

第 13 条 事務局は、本人から当該本人に関する保有個人情報（議院行政文書（衆議院事務局の保有する議院行政文書の開示等に関する事務取扱規程（平成 20 年庁訓第 1 号。以下「議院行政文書開示規程」という。）第 2 条第 1 項に規定する議院行政文書をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。以下同じ。）の開示の申出があった場合は、当該開示の申出をした者（以下「開示申出人」という。）に対し、当該保有個人情報を開示するものとする。ただし、当該保有個人情報に次の各号に掲げる情報（第 27 条第 3 項を除き、以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれているときは、この限りでない。

(1) 法令に別段の定めがある情報

(2) 会派又は議員の活動に関する情報であって、開示することにより、これらの活動に支障を及ぼすおそれがあるもの

(3) 個人情報保護法第 78 条第 1 項各号に掲げる情報に相当する情報（衆議院の立法及び調査に係る事務の性質上、開示することにより、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを含む。）

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）から本人に代わって前項の開示の申出があった場合も、同

項と同様とする。

(部分開示)

第 14 条 開示の申出に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、当該部分を除いた部分につき開示するものとする。

2 開示の申出に係る保有個人情報に個人情報保護法第 78 条第 1 項第 2 号の情報に相当する情報(開示申出人(代理人が本人に代わって開示の申出をする場合にあつては、当該本人をいう。以下この項において同じ。)以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示申出人以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示申出人以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に相当する情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第 15 条 開示の申出に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示申出人に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第 16 条 開示の申出に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、開示しないことができる。

(開示の申出に係る手続)

第 17 条 保有個人情報の開示の申出をする者に対しては、その氏名及び連絡先、開示の申出に係る保有個人情報が記録されている議院行政文書の名称等開示の申出に係る保有個人情報を特定するに足りる事項を記載した書面(以下「開示申出書」という。)の提出を求める。

2 前項の場合においては、開示の申出をする者に対して、開示の申出に係る保有個人情報の本人又はその代理人であることを示す次の各号に掲げる書類のいずれかの提示又は提出を求める。

(1) 開示申出書に記載されている開示の申出をする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)第 2 条第 7 項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法(昭和 26 年政令第 319 号)第 19 条の 3 に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成 3 年法律第 71 号)第 7 条第 1 項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、その者が当該開示の申出に係る保有個人情報の本人又はその代理人であることを確認するに足りるもの

- (2) 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあっては、その者が当該開示の申出に係る保有個人情報の本人又はその代理人であることを確認するため適当と認められる書類
- 3 開示申出書を送付する方法により開示の申出がされる場合にあっては、前項の規定にかかわらず、次に掲げる書類の提出を求める。
 - (1) 前項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの
 - (2) その者の住民票の写しその他その者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして適当と認められる書類であって、開示の申出をする日前 30 日以内に作成されたもの
- 4 開示の申出をする者が代理人である場合にあっては、戸籍謄本、委任状その他その資格を証明する書類（開示の申出をする日前 30 日以内に作成されたものに限る。）の提示又は提出を求める。
- 5 代理人により開示の申出がなされた場合において、保有個人情報の開示以前にその資格を喪失しているおそれがあるときは、必要に応じて提示され、又は提出された書類等で本人の生年月日等を確認するなどにより、当該保有個人情報の本人の代理人としての資格を喪失していないことを確認する。
- 6 開示申出書は、別紙様式第 1 による。
（開示に係るその他の手続等）

第 18 条 開示の手続、開示の申出に対する対応、第三者に対する意見聴取及び開示の実施に係る事務については、第 13 条から前条までに定めるもののほか、議院行政文書開示規程及び衆議院事務局の保有する議院行政文書の開示等に関する事務取扱規程細則（平成 20 年庁訓第 3 号。以下「議院行政文書開示規程細則」という。）の定めるところに準じて行うものとする。

（保有個人情報の訂正）

第 19 条 事務局は、第 13 条から前条までの規定により開示された保有個人情報について、本人から、当該保有個人情報の内容が事実でないとして訂正の申出があり、当該申出に理由があると認めるときは、当該申出に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報を訂正するものとする。ただし、当該訂正の申出が保有個人情報の開示の連絡を行った日の翌日から起算して 90 日を経過した日以降になされた場合は、この限りでない。

- 2 代理人から本人に代わって前項の訂正の申出があった場合も、同項と同様とする。
（訂正の申出に係る手続）

第 20 条 保有個人情報の訂正の申出をする者に対しては、その氏名及び連絡先、訂正の申出に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項並びに当該申出の趣旨及び理由を記載した書面（以下「訂正申出書」という。）の提出を求める。

- 2 第 17 条第 2 項から第 4 項までの規定は、訂正の申出について準用する。
- 3 訂正申出書に形式上の不備があると認めるときは、訂正の申出をした者（以下「訂

正申出人」という。) に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

4 訂正申出書は、別紙様式第2による。

(訂正の申出に対する対応)

第21条 訂正の申出に係る保有個人情報の全部を訂正する場合には、訂正申出人に対し、書面でその旨を連絡する。

2 訂正の申出に係る保有個人情報の全部又は一部を訂正しない場合には、訂正申出人に対し、書面でその旨を連絡する。当該書面には、訂正しない理由を簡潔に付記するものとする。

3 前2項の連絡は、訂正の申出のあった日から原則として30日以内に行うものとする。

4 事務処理上の困難その他正当な理由により、前項に定める期間内に第1項又は第2項の連絡をすることができないと認められる場合には、訂正申出人に対し、当該期間内に連絡することができない旨、その理由及び連絡予定時期を適宜の方法により連絡する。

(保有個人情報の提供先への通知)

第22条 事務局は、第19条の規定により保有個人情報の訂正をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

(保有個人情報の利用停止)

第23条 事務局は、第13条から第18条までの規定により開示された保有個人情報について、本人から、書面により、次の各号のいずれかに該当することを理由に当該各号に定める措置の申出があり、当該申出に理由があると認めるときは、事務局における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該保有個人情報について、当該各号に定める措置を行うものとする。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(1) 第3条第2項の規定に違反して保有されているとき、第5条の規定に違反して取り扱われているとき、第6条の規定に違反して取得されたものであるとき又は第10条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第10条第1項及び第2項又は第12条第1項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 代理人から本人に代わって前項の利用停止の申出があった場合も、同項と同様とする。

3 保有個人情報利用停止申出書（第1項の書面をいう。）は、別紙様式第3による。

4 第19条第1項ただし書、第20条第1項から第3項まで及び第21条の規定は、利用停止について準用する。

(開示等の苦情)

第 24 条 保有個人情報の全部又は一部の開示、訂正又は利用停止（以下「開示等」という。）をしないことについて、開示等を申し出た者から、書面により、事務局に苦情の申出がされた場合には、事務総長は、衆議院事務局情報公開・個人情報保護審査会に諮問するものとする。

2 保有個人情報の開示等に関する苦情の申出書（前項の書面をいう。）は、別紙様式第 4 による。

(苦情の申出に係るその他の手続等)

第 25 条 苦情の申出に係る対応については、前条に定めるもののほか、議院行政文書開示規程第 11 条及び議院行政文書開示規程細則七に定めるところに準じて行うものとする。

第 4 章 雑則

(漏えい等の通知)

第 26 条 事務局は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報の保護に関する法律施行規則（平成 28 年個人情報保護委員会規則第 3 号）第 43 条各号のいずれかに相当するものが生じたときは、本人に対し、同規則第 45 条の例により、当該事態が生じた旨を通知するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。
- (2) 当該保有個人情報に不開示情報が含まれるとき。

(適用除外等)

第 27 条 前章の規定は、次に掲げるものについては、適用しない。

- (1) 前章の規定により開示等を行うことが、衆議院における決定、事務局が従うべき会派間の合意その他これらに類するものの趣旨に反することとなるもの
 - (2) 刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 53 条の 2 第 2 項に規定する訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報
 - (3) 個人情報保護法第 124 条第 1 項の規定により個人情報保護法第 5 章第 4 節の規定が適用されない情報に相当する情報
- 2 開示の申出に係る保有個人情報に前項第 1 号に掲げるものが含まれている場合は、これを不開示情報とみなして、第 14 条第 1 項の規定を適用する。
- 3 保有個人情報（議院行政文書開示規程第 3 条ただし書に規定する不開示情報を専ら記録する議院行政文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第 13 条から第 23 条までの規定の適用については、事務局に保有されていないものとみなす。

(議長への報告)

第 28 条 事務総長は、この規程に基づく保有個人情報の開示等の実施状況について、毎年 1 回議長に報告するものとする。

(開示等の事務)

第 29 条 保有個人情報の開示等及び苦情の申出に係る受付事務並びに保有個人情報の開示の実施等に係る事務は、庶務部文書課が行う。

2 開示の申出に係る保有個人情報の特定等に係る事務は、当該保有個人情報を保有している課等（衆議院事務局文書取扱規程（平成 23 年庁訓第 4 号）第 2 条第 17 号に規定する課等をいう。）が行う。

3 保有個人情報の開示等に関する書類の保存事務は庶務部文書課が行い、その保存期間は 5 年間とする。

附 則

この規程は、平成 27 年 10 月 5 日から施行する。

附 則（平成 28 年 1 月 18 日）

この規程は、平成 28 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 4 月 25 日）

(施行期日)

1 この規程は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正後の第 13 条第 2 項（第 16 条第 2 項（第 18 条第 4 項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定の適用については、住民基本台帳カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 25 年法律第 28 号。以下この項において「番号法整備法」という。）第 19 条の規定による改正前の住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号。以下この項において「旧住民基本台帳法」という。）第 30 条の 44 第 3 項の規定により交付された同条第 1 項に規定する住民基本台帳カードをいう。）は、番号法整備法第 20 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされた旧住民基本台帳法第 30 条の 44 第 9 項の規定によりその効力を失う時までの間は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードとみなす。

附 則（令和元年 9 月 24 日）

この規程は、令和元年 9 月 24 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 30 日）

(施行期日)

1 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日前にこの規程による改正前の衆議院事務局の保有する個人情報の保護に関する規程（以下「旧規程」という。）第 10 条第 1 項若しくは第 2 項、第 15 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 18 条第 1 項若しくは第 2 項の申出がされた場

合における旧規程に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

附 則（令和 5 年 3 月 31 日）

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(別紙様式第1)

保有個人情報開示申出書

令和 年 月 日

衆議院事務局 御中

(ふりがな)

氏名

住所又は居所

〒

TEL

()

下記のとおり保有個人情報の開示を申し出ます。

記

1 開示の申出をする保有個人情報の名称等

(保有個人情報が特定できるよう、情報が記録されている文書の名称等、あなたが知りたい情報についてできる限り具体的に記載してください。)

2 希望する開示の実施の方法 (本欄の記載は任意です。)

(ア又はイに○印を付してください。アを選択した場合は、具体的な方法等を記載してください。)

ア 事務局における開示の実施を希望する。

<実施の方法> 閲覧 写しの交付 その他 ()

イ 写しの送付を希望する。(特定個人情報の写しの場合は、原則として簡易書留郵便にて送付します。)

3 本人確認等

ア 開示申出人 本人 法定代理人 任意代理人

イ 申出人本人確認書類

運転免許証 健康保険被保険者証

個人番号カード又は住民基本台帳カード (住所記載のあるもの)

在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書

その他 ()

※ 申出書を送付して申出をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。

ウ 本人の状況等 (法定代理人又は任意代理人が申出をする場合にのみ記載してください。)

(ア) 本人の状況 未成年者 (年 月 日生) 成年被後見人 任意代理人委任者
(ふりがな)

(イ) 本人の氏名

(ウ) 本人の住所又は居所

エ 法定代理人が申出をする場合、上記イのほか、次のいずれかの書類を提示し又は提出してください。

申出資格確認書類 戸籍謄本 登記事項証明書 その他 ()

オ 任意代理人が申出をする場合、上記イのほか、次の書類を提出してください。

申出資格確認書類 (ア) 委任状 (イ) 委任者の印鑑登録証明書又は
委任者の運転免許証の写しなど

※ 詳しくは裏面の「本人確認書類等について」を確認してください。

(本人確認書類等について)

(1) 窓口来所による開示の申出の場合

窓口に来所して開示の申出をする場合、本人確認のため、運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード（住民基本台帳カード（注）、ただし個人番号通知カードは不可）、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の書類を提示し又は提出してください。どのような書類が本人確認書類に当たるのか分からない場合や、これらの本人確認書類の提示又は提出ができない場合は、衆議院事務局情報公開・個人情報窓口事前に相談してください。

（注）住民基本台帳カードは、効力を失うか、個人番号カードの交付を受ける時まで個人番号カードとみなされ、引き続き使用可能です。

(2) 送付による開示の申出の場合

保有個人情報開示申出書を送付して開示の申出をする場合には、(1)の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し（開示の申出をする日前30日以内に作成されたものに限り）を提出してください。住民票の写しは、市町村が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。住民票の写しが提出できない場合は、衆議院事務局情報公開・個人情報窓口事前に相談してください。

なお、個人番号カードを複写機により複写したものを提出する場合は、表面のみ複写し、住民票の写しについては、個人番号の記載がある場合、当該個人番号を黒塗りにしてください。また、被保険者証を複写機により複写したものを提出する場合は、保険者番号及び被保険者等記号・番号等を黒塗りにしてください。

(3) 代理人による開示の申出の場合

表面3ウ「本人の状況等」欄は、代理人による開示の申出の場合にのみ記載してください。必要な記載事項は、保有個人情報の本人の状況、氏名及び住所又は居所です。

代理人のうち、法定代理人が開示の申出をする場合には、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他の法定代理人であることを証明する書類（開示の申出をする日前30日以内に作成されたものに限り）を提示し又は提出してください。なお、これらの法定代理人であることを証明する書類は、市町村等が発行する公文書であり、その複写物による提示又は提出は認められません。

代理人のうち、任意代理人が開示の申出をする場合には、委任状（開示の申出をする日前30日以内に委任者本人が作成したものに限り）を提出してください。また、①委任者の実印により押印した上で、印鑑登録証明書（開示の申出をする日前30日以内に作成されたものに限り）を添付するか又は②委任者の運転免許証、個人番号カード（個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の写しを併せて提出してください。なお、委任状は、その複写物による提出は認められません。詳しくは、衆議院事務局情報公開・個人情報窓口にお尋ねください。

※ 電話等により、保有個人情報の本人に委任の事実を確認する場合があります。

(別紙様式第2)

保有個人情報訂正申出書

令和 年 月 日

衆議院事務局 御中

(ふりがな)

氏名 _____

住所又は居所

〒 _____ TEL (_____)

下記のとおり保有個人情報の訂正を申し出ます。

記

1 訂正の申出をする保有個人情報等

訂正の申出に係る保有個人情報の開示を受けた日	令和 年 月 日
開示を受けた保有個人情報	開示通知書の文書番号： _____ 日付： _____ 年 月 日 開示を受けた保有個人情報の名称等 _____
訂正の申出の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)

2 本人確認等

ア 訂正申出人 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
イ 申出人本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの) <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他(_____) ※ 申出書を送付して申出をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
ウ 本人の状況等(法定代理人又は任意代理人が申出をする場合のみ記載してください。) (ア) 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者(_____ 年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 (ふりがな) (イ) 本人の氏名 (ウ) 本人の住所又は居所
エ 法定代理人が申出をする場合、上記イのほか、次のいずれかの書類を提示し又は提出してください。 申出資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他(_____)
オ 任意代理人が申出をする場合、上記イのほか、次の書類を提出してください。 申出資格確認書類 (ア) <input type="checkbox"/> 委任状 (イ) <input type="checkbox"/> 委任者の印鑑登録証明書又は 委任者の運転免許証の写しなど

※ 詳しくは裏面の「本人確認書類等について」を確認してください。

(本人確認書類等について)

(1) 窓口来所による訂正の申出の場合

窓口に来所して訂正の申出をする場合、本人確認のため、運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード（住民基本台帳カード（注）、ただし個人番号通知カードは不可）、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の書類を提示し又は提出してください。どのような書類が本人確認書類に当たるのか分からない場合や、これらの本人確認書類の提示又は提出ができない場合は、衆議院事務局情報公開・個人情報窓口事前に相談してください。

（注）住民基本台帳カードは、効力を失うか、個人番号カードの交付を受ける時まで個人番号カードとみなされ、引き続き使用可能です。

(2) 送付による訂正の申出の場合

保有個人情報訂正申出書を送付して訂正の申出をする場合には、(1)の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し（訂正の申出をする日前30日以内に作成されたものに限ります。）を提出してください。住民票の写しは、市町村が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。住民票の写しが提出できない場合は、衆議院事務局情報公開・個人情報窓口事前に相談してください。

なお、個人番号カードを複写機により複写したものを提出する場合は、表面のみ複写し、住民票の写しについては、個人番号の記載がある場合、当該個人番号を黒塗りにしてください。また、被保険者証を複写機により複写したものを提出する場合は、保険者番号及び被保険者等記号・番号等を黒塗りにしてください。

(3) 代理人による訂正の申出の場合

表面2ウ「本人の状況等」欄は、代理人による訂正の申出の場合にのみ記載してください。必要な記載事項は、保有個人情報の本人の状況、氏名及び住所又は居所です。

代理人のうち、法定代理人が訂正の申出をする場合には、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他の法定代理人であることを証明する書類（訂正の申出をする日前30日以内に作成されたものに限ります。）を提示し又は提出してください。なお、これらの法定代理人であることを証明する書類は、市町村等が発行する公文書であり、その複写物による提示又は提出は認められません。

代理人のうち、任意代理人が訂正の申出をする場合には、委任状（訂正の申出をする日前30日以内に委任者本人が作成したものに限りります。）を提出してください。また、①委任者の実印により押印した上で、印鑑登録証明書（訂正の申出をする日前30日以内に作成されたものに限ります。）を添付するか又は②委任者の運転免許証、個人番号カード（個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の写しを併せて提出してください。なお、委任状は、その複写物による提出は認められません。詳しくは、衆議院事務局情報公開・個人情報窓口にお尋ねください。

※ 電話等により、保有個人情報の本人に委任の事実を確認する場合があります。

(別紙様式第3)

保有個人情報利用停止申出書

令和 年 月 日

衆議院事務局 御中

(ふりがな)

氏名

住所又は居所

〒

TEL

()

下記のとおり保有個人情報の利用停止を申し出ます。

記

1 利用停止の申出をする保有個人情報等

利用停止の申出に係る保有個人情報の開示を受けた日	令和 年 月 日
開示を受けた保有個人情報	開示通知書の文書番号： 日付： 年 月 日 開示を受けた保有個人情報の名称等
利用停止の申出の趣旨及び理由	(趣旨) <input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 提供の停止 (理由)

2 本人確認等

ア 利用停止申出人	<input type="checkbox"/> 本人	<input type="checkbox"/> 法定代理人	<input type="checkbox"/> 任意代理人
イ 申出人本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの) <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他() ※ 申出書を送付して申出をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。		
ウ 本人の状況等(法定代理人又は任意代理人が申出をする場合にのみ記載してください。)	(ア) 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者(年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者(ふりがな) (イ) 本人の氏名 (ウ) 本人の住所又は居所		
エ 法定代理人が申出をする場合、上記イのほか、次のいずれかの書類を提示し又は提出してください。	申出資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他()		
オ 任意代理人が申出をする場合、上記イのほか、次の書類を提出してください。	申出資格確認書類 (ア) <input type="checkbox"/> 委任状 (イ) <input type="checkbox"/> 委任者の印鑑登録証明書又は委任者の運転免許証の写しなど		

※ 詳しくは裏面の「本人確認書類等について」を確認してください。

(本人確認書類等について)

(1) 窓口来所による利用停止の申出の場合

窓口に来所して利用停止の申出をする場合、本人確認のため、運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード（住民基本台帳カード（注）、ただし個人番号通知カードは不可）、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の書類を提示し又は提出してください。どのような書類が本人確認書類に当たるのか分からない場合や、これらの本人確認書類の提示又は提出ができない場合は、衆議院事務局情報公開・個人情報窓口事前に相談してください。

（注）住民基本台帳カードは、効力を失うか、個人番号カードの交付を受ける時まで個人番号カードとみなされ、引き続き使用可能です。

(2) 送付による利用停止の申出の場合

保有個人情報利用停止申出書を送付して利用停止の申出をする場合には、(1)の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し（利用停止の申出をする日前 30 日以内に作成されたものに限り）を提出してください。住民票の写しは、市町村が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。住民票の写しが提出できない場合は、衆議院事務局情報公開・個人情報窓口事前に相談してください。

なお、個人番号カードを複写機により複写したものを提出する場合は、表面のみ複写し、住民票の写しについては、個人番号の記載がある場合、当該個人番号を黒塗りにしてください。また、被保険者証を複写機により複写したものを提出する場合は、保険者番号及び被保険者等記号・番号等を黒塗りにしてください。

(3) 代理人による利用停止の申出の場合

表面 2 枚「本人の状況等」欄は、代理人による利用停止の申出の場合にのみ記載してください。必要な記載事項は、保有個人情報の本人の状況、氏名及び住所又は居所です。

代理人のうち、法定代理人が利用停止の申出をする場合には、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他の法定代理人であることを証明する書類（利用停止の申出をする日前 30 日以内に作成されたものに限り）を提示し又は提出してください。なお、これらの法定代理人であることを証明する書類は、市町村等が発行する公文書であり、その複写物による提示又は提出は認められません。

代理人のうち、任意代理人が利用停止の申出をする場合には、委任状（利用停止の申出をする日前 30 日以内に委任者本人が作成したものに限り）を提出してください。また、①委任者の実印により押印した上で、印鑑登録証明書（利用停止の申出をする日前 30 日以内に作成されたものに限り）を添付するか又は②委任者の運転免許証、個人番号カード（個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の写しを併せて提出してください。なお、委任状は、その複写物による提出は認められません。詳しくは、衆議院事務局情報公開・個人情報窓口にお尋ねください。

※ 電話等により、保有個人情報の本人に委任の事実を確認する場合があります。

(別紙様式第4)

保有個人情報の(開示、訂正、利用停止)に関する苦情の申出書

令和 年 月 日

衆議院事務局 御中

(ふりがな)

氏名 _____

住所又は居所 _____

〒 _____

TEL _____

() _____

衆議院事務局における保有個人情報の(開示、訂正、利用停止)について、下記のとおり苦情の申出をします。

記

- 1 (開示、訂正、利用停止)の申出をした日 令和 年 月 日
- 2 (開示、訂正、利用停止)の申出をした保有個人情報の名称等
- 3 (不開示、訂正をしない旨の、利用停止をしない旨の)通知書の日付
令和 年 月 日
- 4 (不開示、訂正をしない旨、利用停止をしない旨)の理由
- 5 衆議院事務局が(開示、訂正、利用停止)の申出に係る保有個人情報を(開示、訂正、利用停止)しない(全部、一部)ことに対する苦情の内容(具体的に)
[_____]
- 6 添付書面 (不開示、訂正をしない旨の、利用停止をしない旨の)通知書又はその写し
(添付できないときはその理由) _____

(注) 1 括弧内の語については、苦情の申出の内容により選択して記載する。

2 3及び4については、6の書面が添付されているときには省略することができる。